

吉田町教育大綱

令和6年度～令和9年度



静岡県吉田町

目 次

○ はじめに	1
○ 第1章 総論	2
○ 第2章 教育目標	4
○ 第3章 基本方針及び施策の方向性	5

はじめに

社会が急激に変化し、将来の予測が困難な時代において、私たち一人一人、そして社会全体が、答えのない問い、あるいは答えが一つとは限らない問いに対し、どう立ち向かうのかが問われています。

また、ICTの活用等により、子供たちの学びの在り方も変化し、従来の知識や技術、経験だけでは対応しきれない状況も見られます。

このような中で、子供たちが豊かな人生を切り拓くためには、学校教育だけではなく、家庭や地域における様々な学びの場において、大人も共に学び続け、学びを通して他者と相互に高めあうことで、社会的変化を乗り越えるとともに、社会を維持・発展させていくことのできる人づくりが求められます。

本町では、吉田町教育大綱を平成28年2月に策定し、この町の今、そして未来を築いていく人づくりに取り組んでまいりましたが、この度新たに、令和6年度から令和9年度までの4年間の計画期間とした、新たな吉田町教育大綱を策定いたしました。

新たな吉田町教育大綱においても、引き続き人づくりに重きを置き、「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を教育目標として、町民誰もが、年齢を問わず、生涯にわたり学び続け、多様な人々との関わりの中で自他共に高めあいながら、豊かな人生を送ることができるよう、教育環境や教育機会をより充実した形で実現してまいります。

町民の皆様におかれましては、吉田町教育大綱の策定に込めた趣旨を御理解いただくとともに、吉田町が、豊かで活気にあふれ、心を魅了するまちとなりますよう、御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

吉田町長 田村典彦

第1章 総論

○ 大綱の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。

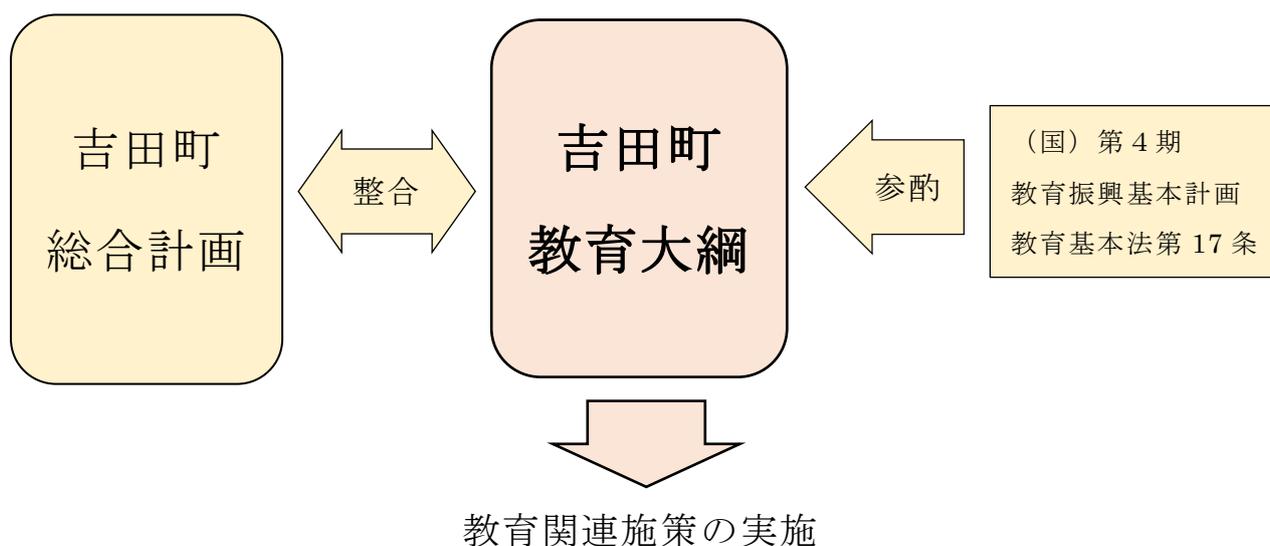
これを受け、町長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定される基本的な方針（国の第4期教育振興基本計画）を参酌した上で、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

吉田町教育大綱は、学校・地域等で教育に従事している方や精通している方をメンバーとする吉田町教育推進委員会の意見を取り入れ、町長が総合教育会議を経て策定したものです。

○ 大綱の性格

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいて、吉田町の教育における基本的方向性を明らかにし、かつ、本町の最上位計画である吉田町総合計画の分野別計画と位置づけられるもので、今後の町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となります。

【教育分野の個別計画】



○ 大綱の期間

この大綱の期間は、第6次吉田町総合計画の前期基本計画に合わせて、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、見直しが必要な場合には、吉田町総合教育会議において協議し、適時変更していくこととします。

○ 大綱の構成

この大綱は、「教育目標」「基本方針」「施策の方向性」で構成されています。

「**教育目標**」は、吉田町の目指す教育を明らかにし、「**基本方針**」は、教育政策の方針を掲げ、「**施策の方向性**」は、重点的に取り組む施策を掲げています。



第2章 教育目標

生涯にわたり 学びあい高めあう人づくり

長寿化が進展する人生100年時代において、人々が豊かな人生を送り続け、社会が継続的に発展していくために、私たちは、生涯にわたり学び続けることが重要となります。

そのためには、学校教育において学びを習慣化するとともに、子供たちが学習内容を人生や社会と結び付けて深く理解することで、将来において自己実現することができる資質・能力・態度を育成していくことが大切です。

また、コミュニティ・スクール（※1）や地域学校協働活動（※2）を推進し、学校、家庭、地域が連携・協働して学びの場を社会へと広げることで、子供たちを含む多様な人々との間に、学びを通じたつながりを生み出すことが求められます。

このつながりの中で、共に学びあい支えあうことが、そこに関わる人々にとっての生きがいや喜びとなるとともに、学びの活動が地域において継続して広がっていくという好循環を生み出し、個人と地域、ひいては社会のウェルビーイング（※3）の向上につながっていきます。

こうして形成された関係は、持続的な地域コミュニティの基盤となり、さらに第6次吉田町総合計画に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現にもつながるものとなります。

吉田町は、子供や若者、社会人、高齢者など年齢を問わず、生涯にわたって、自由に学習機会を選択し学び続けることのできる教育環境を保障するとともに、その学びを通して、自らの向上や地域社会への貢献の意欲を持ち、「わがまち吉田町」の担い手となる人づくりを目指します。

第3章 基本方針及び施策の方向性

教育目標の達成に向けて、5つの基本方針を掲げ取り組むとともに、基本方針に沿って重点施策を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

【基本方針1】生きる力の育成を目指す学校教育の推進

豊かな人生を送るためには、一人一人が、夢や希望を抱き、それらをどのように実現していくのかを考え行動し続けることが大切です。子供たちが、社会や他者との関わりの中で、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し協働しながら、新たな社会を作り出す担い手となり、自ら人生を豊かにしていくことができるよう、生きる力の育成を推進します。

重点施策①

切れ目のない効果的な幼稚園、保育所、小学校及び中学校の「つながりのある教育」を推進します。

重点施策②

「個別最適な学び」と「協働的な学び」(※4)の一体的な充実を目指した授業改善に基づく「主体的・対話的で深い学び」(※5)の実現に向けた取組を推進します。

重点施策③

誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、他者を理解・尊重する教育を推進します。

重点施策④

一人一人の幸福感、自己肯定感、達成感等を向上させる教育を推進します。

【基本方針2】心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習の推進

いつまでも生きがいのある人生を送るためには、生涯にわたる学習の機会と学んだことを生かせる活動の場が必要です。誰もが、人生を豊かで充実していくことができるよう、いくつになっても、気軽に楽しく学ぶことができる機会の充実を図り、心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習を推進します。

重点施策①

誰もがいくつになっても、気軽に互いに楽しく学ぶことができる環境づくりを推進します。

重点施策②

学校・家庭・地域が協働、連携し、まちぐるみで子供を育む活動を推進します。

重点施策③

性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの存在が尊重され、誰もが個性と能力を十分発揮できる活動を推進します。

【基本方針3】スポーツに親しむ活動の推進

いつまでも生き生きとした人生を送るためには、スポーツを楽しむことが大切です。誰もが、心身共に健全で人生を豊かにしていくことができるよう、スポーツを「する」「観る」「支える」機会の充実を図り、スポーツに親しむ活動を推進します。

重点施策①

年齢、体力及び目的に応じて、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

重点施策②

スポーツ活動を支援するとともに、スポーツ関係団体の連携を推進します。

【基本方針4】文化・芸術に親しむ活動の推進

いつまでも潤いのある心豊かな人生を送るためには、ふるさとを愛する心を育むとともに、感性や創造性を磨くことが大切です。誰もが、人生を豊かにしていくことができるよう、地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存・活用するとともに、文化・芸術に触れる機会の充実を図り、文化・芸術に親しむ活動を推進します。

重点施策①

地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存し、活用するとともに、郷土への愛着と郷土を誇りに思う心を育む活動を推進します。

重点施策②

豊かな感性や創造力を育むため、文化・芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。

重点施策③

文化・芸術活動を支援するとともに、文化関係団体の連携を推進します。

【基本方針5】学びやすく、活動しやすい教育環境整備の推進

基本方針1から4までを効果的に推し進めるためには、安全・安心で町民のニーズに対応した教育環境が必要です。生き生きと学習や活動に取り組むため、児童生徒の学習・生活の場として、また、様々な生涯学習、スポーツ及び文化・芸術活動の場として、時代に対応した、学びやすく活動しやすい教育環境の整備を推進します。

重点施策①

安全・安心で快適な環境の中で学習や活動ができるよう、学校及び社会教育施設・設備の適正な維持管理を推進します。

重点施策②

学びの質を高めるため、学校施設及び社会教育施設におけるICT環境の更なる充実と活用を推進します。